

指導行政のポイント

“君が代裁判”逆転判決に思うこと

菱村 幸彦

起立や斉唱の義務はない こう主張して、国歌斉唱の際、起立と斉唱を義務づけた都教委通達に反対した教師たちが、先月28日、東京高裁で逆転敗訴した。1審の東京地裁判決(平成18年9月21日)は、思想・良心の自由を過度に重視した「特異な判決」だったから、逆転判決は当然である。

国歌への嫌悪の情を刷り込む

東京高裁判決の内容については、すでに新聞やテレビでも報道されている。私も『内外教育』(2月4日付け「教育法規あらかると」欄)に書いたので、ここでは繰り返さない。が、1つだけ、国旗・国歌を拒否する教師たちが子どもたちの教育や人権を阻害してきた事実について述べておきたい。

東京高裁判決があった翌々日、『読売新聞』(1月30日付)の一面コラム『編集手帳』は、拙著『教育法規からみた現代校長学』(学事出版)を引用して、国旗・国歌を拒否する教師たちが子どもたちの白紙の心に「君が代」に対する嫌悪の情を刷り込んできたことを指摘し、今回の逆転判決を歓迎していた。

コラムでの引用は簡単だったので、もう少し詳しく拙著の内容を紹介しよう。私はこう書いている。

《国歌斉唱時に起立しないのは、生徒の自由な意思だから、学校は尊重すべきだという意見がある。これは一見もっともらしく聞こえるが、子どもの心は、哲学者ロックが言うように、本来「何も書かれていない白紙(tabula rasa)」である。子どもが「君が代」に嫌悪の情を持つとしたら、誰かがそう刷り込んだからだろう。日ごろの授業で(中略)「君が代は天皇を讃える歌で主権在民に反する」などと吹き込んでおいて「卒業式で起立するかどうかは、キミたちの良心の問題だ」と言えば、生徒たちがどう行動するかは明らかであろう》

ここでは、国歌を拒否する教師たちが、子どもたちに偏った考えを植えつけていることを問題としたわけだが、この記述は少々甘かったようだ。という

のは、国歌斉唱時に起立する生徒を非難する教師がいることに思いが及ばなかったからである。

4年前、別件の「君が代」ピアノ伴奏拒否事件について、校長の伴奏命令を適法と判示した最高裁判決(平成19年2月27日)が出た。そのとき、早稲田大学の西原博史教授が、同判決を批判する論文(『世界』平成19年5月号)のなかで、国歌斉唱の際に起立しようとする生徒を「誘導教師」がいる事実を指摘し、こうした教師を子どもの人権の観点から批判した。

教師への忠誠を問う踏み絵

西原教授は、論文でこう述べている。

「教職員が集団として、教育公務員としての職権を乱用し、国家シンボルの評価に対する特定の評価を子どもに押しつけた。卒業式は、教師たちに対する忠誠の証として座り続けられるかどうかを問う、子どもたちの踏み絵の場だった」「それを正当化する教育法理論が通用していたことを考えた場合、教師が思想・良心の自由という基本的人権を口にする事自身が悪い冗談のように響く」

西原教授は、子どもを巻き込んだ「君が代」拒否闘争の異常さと、それを支援した戦後の教育法学の独善性を批判しているわけだが、この論文を読んだとき意外な思いがした。なぜなら、西原氏はかねてから起立を拒否した教員に対する処分の違法性を唱えていたからである。君が代拒否闘争に熱中してきた教師も、味方から思わぬ批判を受けて、驚いたに違いない。

国旗・国歌拒否闘争の弊害は、子どもを巻き込んで、その純白な心に国旗・国歌に対する忌避と嫌悪の思想を刷り込み、国旗・国歌に関する正しい教育を受ける権利を奪い、子どもの正しい行為まで阻止してきたことにある。都教委通達はそれを正そうとしたのだ。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所代表理事)

●2月の新刊! 添削例をふんだんに掲載して合格水準への要領を指摘! A5判/200頁/定価2520円

『基礎から始める学校管理職選考論文対策』 教育開発研究所【編】

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)